

ダイジェスト版

亀山市男女共同参画基本計画

2012

男女共同参画社会の実現

共につくろう



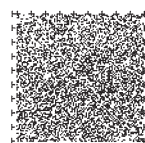
かめやまの未来

男女共同参画社会とは：

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法より)

亀 山 市



「亀山市男女共同参画基本計画2012」とは？

亀山市では、家庭、地域、働く場、学校、政策・方針決定の場などの様々な分野において、亀山市の実情に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進してまいりました。本基本計画は、これまでの取り組み結果等を検証し、今後の課題、施策の方向性を明確化したもので、「亀山市男女が生き生き輝く条例」第3条の基本理念を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるための基本的な計画です。

計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間です。

計画のキャッチフレーズ

男女共同参画社会の実現

～共につくろう かめやまの未来～

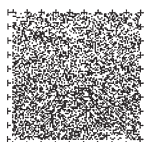
男女共同参画社会は、新しい社会構造の前提となり基礎となるものです。したがって、家庭、地域、働く場、学校、政策・方針決定の場などにおける男女共同参画を通じて、少子高齢化、国際化、地域におけるコミュニティの希薄化など、様々な分野における課題の解決に向けて男女が共に参画して取り組むことが必要です。このため、本計画のキャッチフレーズを「男女共同参画社会の実現～共につくろう かめやまの未来～」とします。

～亀山市男女共同参画を推進する条例～ 「亀山市男女が生き生き輝く条例」
平成20年7月1日施行

第3条 基本理念（要約）

《男女共同参画社会実現のための7つの理念》

- ◆個性と能力を発揮できる機会を確保すること
- ◆健康で生きる力を身に付けること
- ◆性別を理由として役割を固定的に決め付けないこと
- ◆計画から評価に至るまで参画する機会を確保すること
- ◆男女が協力し合い家庭生活と社会生活の両立に努めること
- ◆子どもを産み育てやすい環境づくりに努めること
- ◆国際社会における男女共同参画の取り組みに連携・協力すること



計画を推進する体制づくり

庁内の推進体制の強化、充実を図るとともに市民、各種団体、事業者等との相互連携及び計画の進行管理体制の整備、充実に努めます。

(1) 市の推進体制の整備・充実

- ①「亀山市男女が生き生き輝く条例」第18条に基づき、「亀山市男女共同参画審議会」(以下「審議会」)を開催し、市の男女共同参画施策等について、市長の諮問に応じて調査審議、意見を述べることを行います。
- ②毎年、市の男女共同参画施策の進捗状況に対して評価と提言を行い、公表します。
- ③庁内の男女共同参画の推進を図るため各部に1名、男女共同参画推進員を設置します。
- ④副市長を会長とする「亀山市男女共同参画推進会議」(以下「推進会議」)や「男女共同参画推進員」による、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ⑤男女共同参画推進員の研修を実施し、知識の習得に努めます。

(2) 計画の評価と進行管理体制の整備と周知

- ①各室において、男女共同参画の自己評価を実施し、見直しを図るとともに、施策の進捗状況について推進会議及び審議会に報告し、評価を受けます。
- ②市民に対する意識調査を、基本計画最終年度(平成28年度)の前年度(平成27年度)に実施します。
- ③市が取り組む施策について、男女共同参画の視点で実施するよう、職員の理解を深めます。

(3) 市民、事業者、各種活動団体、教育等関係機関に携わる者との相互連携

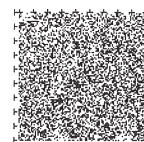
- ①市、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者等と相互連携を図り、協働して男女共同参画社会の実現を目指していく環境づくりを進めます。

(4) 男女共同参画に対する相談・苦情への対応

- ①市が実施する男女共同参画に関する施策、または男女共同参画の推進に妨げとなる事柄に対する、相談や苦情に対応し、男女共同参画の推進に努めます。
- ②様々な相談に応じる体制や機能について充実するとともに、相談員の資質向上に取り組みます。

(5) 国、他市町及び関係機関との連携

- ①県の事業等への参加や、他市町との男女共同参画行政の情報交換等を積極的に行い、市の施策を推進します。



基本計画の体系

亀山市男女共同参画基本計画では、6つの基本目標を設定し、以下のような取り組みを推進することで、男女共同参画社会の実現を目指しています。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会
を実現する意識づ
くり

1 男女共同参画意識の普及

- (1) 性別による固定的役割分担意識の解消
- (2) 市民等への広報等による啓発の推進
- (3) 多様なメディアを活かした広報・啓発活動
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透
- (5) 国際的な動きについての情報収集と提供

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進

- (1) 学校、幼稚園、保育園等における男女共同参画学習の充実
- (2) 生涯を通じた多様な選択を可能にする学習機会の充実と情報提供

基本目標Ⅱ

働く場における男
女共同参画の推進

1 女性の人材活用と均等な就労環境の確保

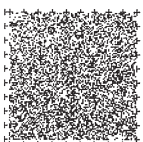
- (1) 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画経営の推進
- (2) 就労の安定支援
- (3) 事業者、勤労者に対する啓発の充実
- (4) 男女の雇用の均等な機会と待遇の確保

基本目標Ⅲ

政策・方針決定の
場における男女
共同参画の推進

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

- (1) 市の各種審議会委員等への女性の登用促進
- (2) 市の管理職への女性の登用推進
- (3) 市職員の意識啓発
- (4) 人材の発掘、育成、活用



基本目標Ⅳ

ワーク・ライフ・
バランス「仕事と
生活の調和」

1 仕事と家庭及び地域生活の調和

- (1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 仕事と家庭及び地域生活の調和実現のための制度の充実
- (3) 就業体制の整備の充実
- (4) 男性にとっての男女共同参画の促進

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実

基本目標Ⅴ

地域における男女
共同参画の推進

1 地域活動における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動における固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 地域活動への多様な人々の参画促進（居場所づくり）

2 地域防災における男女共同参画の促進

- (1) 防災分野での固定的性別役割分担意識の見直し
- (2) 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 災害時における男女差に応じた支援体制の確保

基本目標Ⅵ

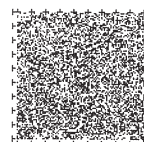
心身ともに健やか
で、安心して暮ら
せる環境づくり

1 あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組

- (1) 配偶者等からの暴力、虐待防止及び被害者対策の充実
- (2) セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の防止対策の推進
- (3) 女性、子どもに対する暴力の社会的認識の浸透

2 心身の健康と充実した暮らしの支援

- (1) 健康管理・保持・増進に関する支援及び情報提供
- (2) 妊娠・出産期の健康管理等の支援
- (3) 思春期、更年期の健康管理等の支援、母子保健の充実
- (4) 自立のための生活支援



基本施策の目標

基本計画に記載した施策の推進を通じて達成したい目標値を、6つの基本目標ごとに以下のように設定します。

I 男女共同参画社会を実現する意識づくり

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
男女共同参画を意識している人の割合 *	43.6 %	55 %

*「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」で、性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合。

II 働く場における男女共同参画の推進

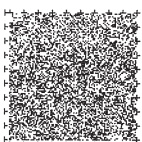
基本施策の成果指標	平成22年度	目標値 (平成28年度)
事業者向け研修会等への参加事業所数	13 事業所	30 事業所

III 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
市の審議会等における女性の登用率 *	34.5 %	40 %
市における管理職員の女性比率 *★	23.2 %	30 %

*毎年、4月1日現在で調査。

★毎年、内閣府が実施する「管理職の在職状況調査」の記入上の留意点に準じて算出する。



Ⅳ ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」

基本施策の成果指標	平成22年度	目標値 (平成28年度)
男性の育児休業取得率 *	4.1%	10%

*調査対象は、市内企業100社とする。

Ⅴ 地域における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
社会活動参加率 *	40.9%	50%
子育てに関する地域活動に参加したことの ある人のうち男性の比率	42.6%	50%

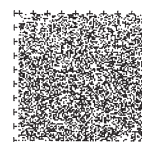
*「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」で、自治会やコミュニティの活動、女性団体の活動、高齢者団体の活動、PTA役員や子ども会などの青少年活動、ボランティア活動、文化サークル活動、レクリエーションやスポーツのサークル活動などを行っている人の割合。

Ⅵ 心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
DV防止法認知度 *	47.7%	60%
何らかのセクシュアル・ハラスメント防止対策を している企業の比率 ★	67.6% (平成22年度)	100%
健康診断受診率 *	77.5%	80%

*「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」による。

★「平成22年度企業を対象とした男女共同参画に関するアンケート調査」による。



男女が生き生き輝くまちづくり

= 家庭では =

女性も男性も一人ひとりが家族の一員として、
子育てや介護、家事を積極的に担い支え合い、
生き生きと暮らしています。



◆ 職場では ◆

性別にとらわれず、個人の個性や能力を発揮して、
公平・公正な環境の中、男女が共に責任を担って
生き生きと働いています。

◇ 地域では ◇

性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習が
見直され、男女が共に力を合わせ、地域活動に参画し、
地区コミュニティ、自治会等では女性の会長や役員等も
活躍しています。



* 学校では *

性別にとらわれず、子どもたち一人ひとりの
個性を生かし、多様な能力を伸ばす教育が
行われています。



亀山市男女共同参画基本計画 2012 (ダイジェスト版)

平成24年 3月発行

[発行] 三重県亀山市 [編集] 亀山市文化部共生社会推進室
〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地
電話 0595-84-5066 FAX 0595-82-9955
URL <http://www.city.kameyama.mie.jp>

